地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の給与削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税削減を推し進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については、国の政策方針のもとに一方的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を経た上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、政府においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を 実現するため、平成26年度における地方財政計画、地方交付税に関し下記の事項について 実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議を経た上で決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の確保を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは 別枠として引き続き確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、 震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員の給与削減に係る政府の要請を反映して削減した地方交付税は、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5 地域の防災や減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で引き続き確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振り替えは厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能と財政調整機能の強化を図り、市町村合併による算定特例 の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

釧 路 市 議 会

内閣総理大臣 内閣官房長官 財務 大臣 総務 大臣 経済産業大臣 内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 宛